

ノーリツ「浴育レター」 Vol.3 「安心・安全」 製品点検制度の概要と取り組みについて

～さらなる機器の安全使用のために～

湯まわり設備メーカーの(株)ノーリツ(本社：神戸市、代表取締役社長：神崎茂治、資本金：201億円、東/大証一部上場)は、「安心・安全」への取り組みの一環として、長期使用製品安全点検制度とその取り組みについて情報を発信いたします。本資料では、状況をよりご理解いただくため、当社の取り組みとともに国の取り組み、メーカー共通の取り組みについてご紹介します。

1、国の取り組み～長期使用製品安全点検制度・表示制度の導入

製品安全を担当する経済産業省では「長期使用製品の経年劣化事故」を重視し、ガス機器だけでなく石油機器や家電製品を対象に、2007年に消費生活用製品安全法(消安法)を改正するとともに電気用品安全法(電安法)の技術基準省令を改正、本年(2009年)4月1日から「長期使用製品の安全点検制度」と「同安全表示制度」が開始となりました。下記のチラシやHP(製品安全ガイド)に詳細を掲載するなどして周知をしています。また該当する特定保守製品を販売する事業者には所有者への説明義務などが課せられ、所有者は所有者情報を製造・輸入事業者に提供するとともに点検時期に点検を行うなどその保守に努めるものとされています。



特定保守製品 9 品目

- 屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)
- 屋内式ガス瞬間湯沸器(LPガス用)
- 屋内式ガスパーナー付ふるがま(都市ガス用)
- 屋内式ガスパーナー付ふるがま(LPガス用)
- 石油給湯機
- 石油ふるがま
- 密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機
- ビルトイン式電気食器洗機
- 浴室用電気乾燥機

長期使用製品安全点検制度(点検制度)

消安法の改正では製品事故情報報告、公表制度の導入により死亡事故や火災等重大事故発生時の情報公開が大幅にスピードアップされるようになりました。経年劣化が原因で事故が多発した屋内設置型ガス給湯器や石油給湯機等9品目(特定保守製品)については点検(有償)が求められます。

特定保守製品(9品目)の...

製造・輸入事業者(特定製造事業者等)
販売事業者(特定保守製品取引事業者)
関連事業者
消費者等(所有者)
...それぞれが、適切に役割を果たし、経年劣化による製品事故を防止するための制度です。



長期使用製品安全表示制度（表示制度）

電安法の技術基準省令改正により、扇風機や換気扇など5品目に設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起などを表示することが義務化されました。

点検を実施するほどではないものの、長期にわたり使用されるため、消費者等に長期間使用時の注意喚起を促す表示を義務付ける制度です。



表示制度の対象製品5品目

扇風機
エアコン
換気扇(温水式換気乾燥機)
洗濯機
ブラウン管テレビ

2、ガス・石油機器メーカー共通の取り組み

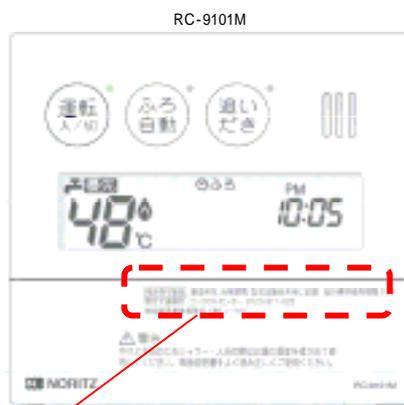
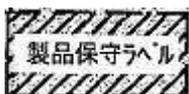
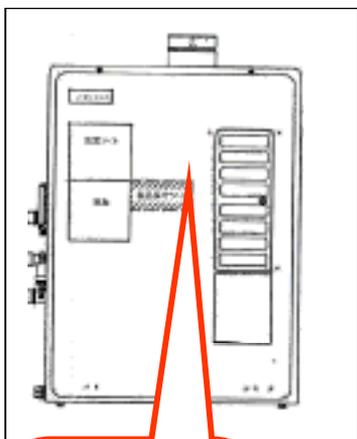
上記の制度は2009年4月1日にスタートしましたが、同年1月中旬ごろから前倒しで実施しているメーカーもあります。以下に各社共通の取り組みをご紹介します。

製品への表示内容について

製品表示開始	2009年4月1日～		
表示の対象製品	(A)点検制度対象製品 (特定保守製品9品目)	(B)表示制度 対象製品5品目	(C)左記以外の 温水機器
製品本体表示内容	1) 特定保守製品名 2) 特定製造事業者等名 3) 住所 4) 製造年月 5) 製造番号 6) 設計標準使用期間 7) 法定点検期間 8) 連絡先	1) 製品名 2) 製造事業者名 3) 住所 4) 製造年 5) 製造番号 6) 設計上の標準使用期間 7) 連絡先 8) 注意喚起	
リモコンへの表示	屋外製品(石油) 浴室用電気式乾燥機		

ガス・石油機器メーカーでは上記の内容を記した「特定保守製品ラベル」を対象機種本体に、対象機種本体が屋外にある場合などはリモコンにも貼り付けています。

(イメージ図)

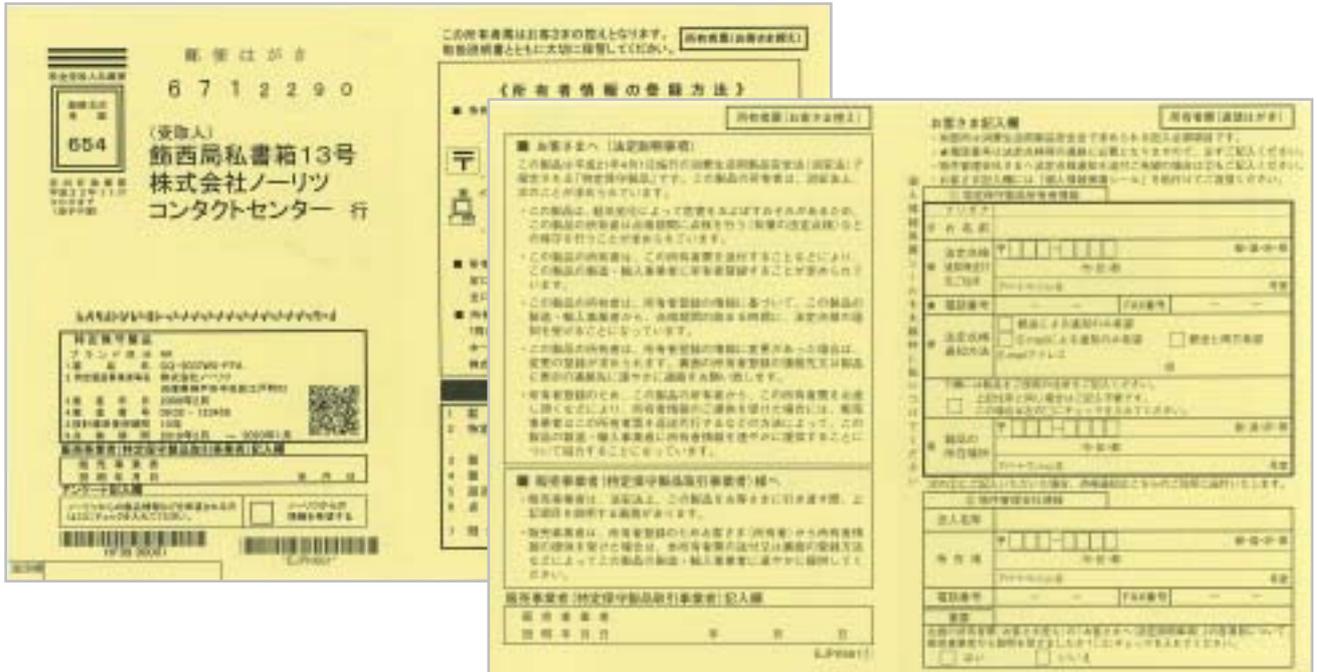


特定保守製品
製造年月 点検期間 型式は製品本体に記載
設計標準使用期間 10年
問合せ連絡先 コンタクトセンター 0120-911-026
特定製造事業者等名 (株)ノーリツ

所有者票の製品への封入について

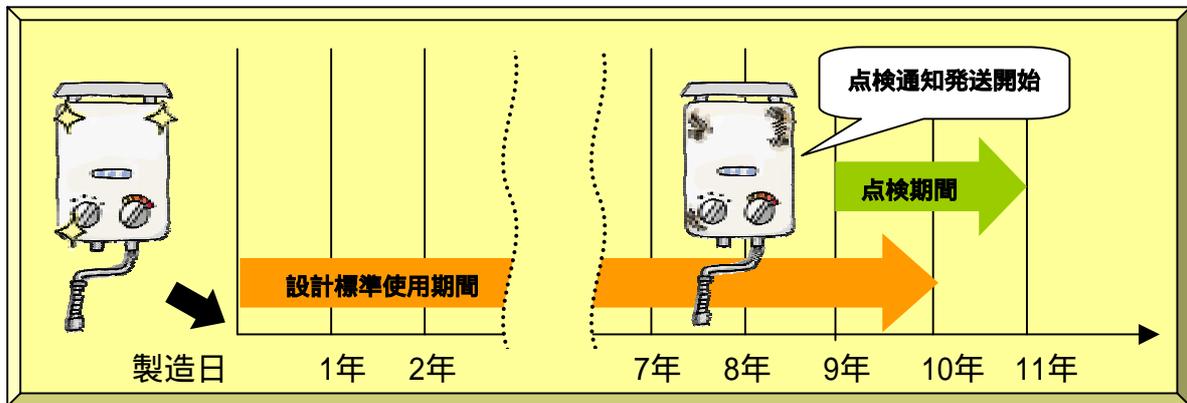
特定保守製品には所有者票を封入しており、この所有者票に所有者情報を記載して製造・輸入業者に提供してもらいます。これにより製造・輸入事業者は所有者に法定点検の到来する時期に通知をすることが可能となります。当社では登録方法として郵送のほか WEB でも登録を受付しています。

(所有者票イメージ、当社の例)



法定点検の時期について

当社では一般家庭用の特定保守製品について、設計標準使用期間は製造後10年、点検期間は製造後9年から11年の間、また点検通知発送は製造後8.5年からを予定しています。



点検を行う点検員などインフラ整備について

約10年後の法定点検の実施に向けて、製造・輸入事業者などでは実際に点検を行う点検員の育成が必要となります。悪徳点検商法などのリスクを回避するため、点検員には適切なレベルのスキルが必要です。そのため、法定点検を行うには各社共通の取り組みとして(財)日本ガス機器検査協会や(財)日本燃焼機器検査協会等が発行するそれぞれの機器の点検員資格が必須となっています。当社では有資格者は2009年4月現在200人程度ですが、2010年末までには1000人に増やす予定です。



また、点検制度の実効性をあげていくためには引き渡し時の所有者への説明や所有者票の送付など所有者情報の提供に協力してもらい販売事業者などとの連携が必要となります。このため、当社では販売事業者や工務店向けに全国で講習会を実施しています。

さらに当社 HP 上に点検制度に関するサイトを立ち上げ、同制度の内容や以前に購入された既製品も含めて点検対象となる製品などを紹介し、購入時の所有者登録を促しています。ご登録いただいた所有者さまには定期的に情報提供を行い、所有者さまの保守に対する意識を高めるとともに今後の点検制度の完効性を高めていきます。

3、ノーリツの取り組み～「あんしん点検」

当社では独自の制度として、特定保守製品以外にも長期間使用されている機器の安全を確保するため、「あんしん点検制度（有償）」を設けて機器の点検を呼び掛けて



おります。あんしん点検の対象はガス、石油給湯機器、ふろ釜全ての一般家庭用製品です。

あんしん点検は、製品使用中であればいつでも、ご希望があれば受けることができます。当社では過去のお客さまデータを元に点検 DM の発送をして周知します。